

中小企業・小規模企業者向け融資制度について

新富町では、中小企業者・小規模企業の皆様の様々な資金需要に対応できるよう、『新富町中小企業特別融資制度』及び『新富町小規模企業特別融資制度』を設けています。

この制度は、町内中小企業者等の活性化及び経営安定化を図るために、設備資金及び運転資金について低利な融資を行うものです。

1 ご利用いただける企業者

- ・町内に住所を有する個人又は法人であること
- ・町内において事業を営んでいること
- ・信用保証協会の保証対象業種であること
- ・町税を完納していること など

2 融資条件

制度名	新富町中小企業特別融資制度			新富町小規模企業特別融資制度
対象企業	業種名	資本金	従業者数	従業員が、20 人以下の企業
	以下以外の業種	3 億円以下	300 人以下	
	小売業	5 千万円以下	50 人以下	
	サービス業	5 千万円以下	100 人以下	
	卸売業	1 億円以下	100 人以下	
	※『資本金』又は『従業者数』のどちらかの条件を満たしている企業			
限度額	1 0 0 0 万円			1 0 0 0 万円
融資期間	設備資金：1 2 0 月以内			設備資金：1 2 0 月以内
	運転資金：8 4 月以内			運転資金：8 4 月以内
	据置期間：1 2 月以内			据置期間：1 2 月以内
融資利率	2.1%			1.7%

両制度ともに新富町中小企業特別融資制度の貸付残高と新富町小規模企業特別融資制度の貸付残高の合計が1,000万円以内であること。

加えて小規模企業特別融資制度は、今回の融資額と既存の宮崎県信用保証協会の保証付き貸付残高の合計が2,000万円以内であること。

3 信用保証料

『新富町中小企業融資制度』・『新富町小規模企業融資制度』の利用にあたって発生する信用保証料は新富町が負担します。

4 ご利用いただける金融機関

- ・宮崎銀行新富支店
TEL：0983-33-2121
- ・高鍋信用金庫新富支店
TEL：0983-33-2222

(お 問 合 せ)

担 当：産業振興課 商工振興係
TEL：0983-33-6029
FAX：0983-33-4862